

入 札 説 明 書

令和6年4月8日千葉市公告第309号により公告した千葉市立千葉高等学校 教務支援システム貸借（長期継続契約）の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

千葉市立千葉高等学校 教務支援システム貸借（長期継続契約）

(2) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書」という）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和11年12月31日

(4) 貸借期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日まで（60か月）

(5) 納入場所

千葉市立千葉高等学校

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められて（以下「入札参加資格の認定」という。）いる者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

- (3) 平成31年度から令和5年度において、本市または国、県もしくは他の地方公共団体に対し、当該業務と同種・同規模の業務を履行した実績を有する者であること。
- (4) 当該賃貸物品納入等、アフターサービス・メンテナンスを本市の求めに応じて、迅速に提供できる者であること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料（契約書・仕様書の（写）、千葉市立千葉高等学校 教務支援システム調達明細表等）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の配布

公告の日から千葉市ホームページ内「入札情報等」の入札（見積）募集案件「その他」のページ（<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html>）に掲載するので、当事業の箇所からダウンロードして使用すること。

(2) 提出期間

公告の日から令和6年4月25日（木）まで

(3) 提出方法

入札参加資格確認申請書等は、10の契約事務課への持参又は郵送により提出すること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとし、郵便による場合は、封筒に「入札参加資格申請書等在中」と朱書きして、10の契約事務担当課宛てに、令和6年4月25日（木）までに書留郵便にて必着のこと。

(4) 入札参加資格の確認通知

令和6年5月7日（火）までに、入札参加資格の確認審査の結果について、申請者宛てに「入札参加資格確認結果通知書」を発送する。

4 入札説明書の交付

公告の日から千葉市ホームページ内「入札情報等」の入札（見積）募集案件「その他」のページ（<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html>）に掲載するので、当事業の箇所からダウンロードして使用すること。

5 入札及び仕様書等に関する質問

(1) 提出期間

令和6年4月8日（月）から令和6年4月25日（木）午後4時30分まで

(2) 提出方法

10の契約事務担当課の電子メールアドレス宛に送信すること。送信に当たっては、表題は「千葉市立千葉高等学校 教務支援システム賃貸借（長期継続契約）に関する質問」とすること。

持ち込み、郵送、FAX、電話等による質問は受け付けない。質問受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は、10の契約事務担当課が行うものとする。ただし、電話による受理確認は差支えない。

(3) 質問に対する回答

令和6年5月7日(木)までに、当該質問書提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、千葉市ホームページ内「入札情報等」の入札(見積)募集案件「物品」のページ(<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html>)に掲載し、回答する。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和6年5月21日(火)午後2時30分(郵送の場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く前日午後5時00分までに10の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。)

(2) 入札及び開札の場所

千葉市立千葉高等学校 管理・特別教室棟 1階 小会議室

(3) 入札方法

入札金額は、契約初年度(令和7年1月1日から令和7年3月31日まで)に要する借入金額の税抜額を記載すること(借入期間全体の総額ではないので注意すること。)。また、次年度以降の1回に支払う金額に変更がないようにすること。

(参考:入札金額=月額単価の税抜額×3か月)

(4) 入札保証金

要(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。)

(5) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(6) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。

8 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、2回とする。

(3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第 29 条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、10の契約事務担当課で閲覧できる。

10 契約事務担当課

〒263-0043 千葉市稲毛区小仲台9丁目46番1号

千葉市立千葉高等学校

電話 043-251-6245

電子メールアドレス chiba.HIS@city.chiba.lg.jp